

令和 5 年度あきる野市地域包括支援センターの事業運営方針

1 市の地域包括ケアシステムの構築方針

- (1) 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、多様な生活支援サービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者を支える体制を構築する。
- (2) 市民からの相談には懇切丁寧にワンストップで対応するとともに、できる限り訪問し適切なアセスメントを行い、速やかに適切な支援を行う。
- (3) 医療・介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、あきる野市医療・介護地域連携支援センターと連携し、地域の医療機関と介護・福祉に関する関係者等と共に必要な支援を行う。
- (4) 地域における高齢者の生活支援及び介護予防の担い手と連携した多様な支援体制を整備するため、生活支援コーディネーター及びあきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議体、市と連携を図りながら事業の運営に協力する。

2 重点的に行うべき業務の方針

- (1) 地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、より身近な相談機関となるよう、地域住民及び関係機関に対し周知する。
- (2) 日常生活圏域ごとに、地域住民及び関係機関からの相談に積極的に対応するとともに、相談内容を精査し、日常生活圏域内の地域課題を把握する。

3 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

日常生活圏域を中心に民生委員、介護支援専門員・介護サービス事業者及びその他の関係者との連絡会や研修を実施し、顔の見える関係づくりや連携を深めるとともに、情報提供を行い、包括的かつ継続的な支援を進める。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施方針

市における介護予防ケアマネジメント実施方針（介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施におけるケアマネジメント A の実施について）に従い実施する。

5 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- (1) 介護支援専門員の資質向上に向けた研修会等を開催する。
- (2) 「地域ケア個別会議」を効果的に利用し、困難事例の対応方法の検討、自立支援に資するケアマネジメントの支援を行う。

- (3) 介護支援専門員等からの日常的な相談に対応すると共に、特に支援困難な事例については、関係者会議の開催支援、同行訪問、サービス担当者会議への参加など、介護支援専門員がひとりで抱え込まないように留意し共に考える対応を行う。

6 地域ケア会議の運営方針

個別事例を通して、個別課題の解決、ケアマネジメントの向上を図り、事例で得られた地域の課題についてネットワークの構築、地域づくり・資源開発及び政策形成の必要性を検討し、事業計画等の提言につなげるよう実施する。

- (1) 地域ケア個別会議については、個別の事例に対して、課題の分析、対応方法、地域課題を抽出する。
- (2) 圏域別地域ケア会議については、各地域包括支援センターで実施し、地域ケア個別会議等で発見された地域の課題に対して、多職種と連携し、必要な支援、地域課題の発見、解決策について協議する。
- (3) 地域ケア推進会議については、圏域で発見された地域課題、具体的な取組・解決案について、市と連携して検討を進める。

7 市との連携方針

- (1) 定期的（月1回）に連絡会を開催し、センターの運営に関する情報交換やセンターが受けた介護サービスに関する相談の報告・協議等を行う。
- (2) 高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用など権利擁護に関する支援については、市と連携し適切なアセスメントを行い、速やかに適切な支援を行う。
- (3) 介護予防ケアマネジメント及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務においても、必要に応じて報告・協議等を行う。

8 公正性・中立性確保のための方針

- (1) 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介する場合には、常に公正性・中立性を確保し、特定の事業者に偏らないよう留意する。
- (2) センターの運営に関して、地域包括支援センター運営協議会への報告及び説明等を実施する。

9 認知症高齢者とその家族への相談・支援方針

- (1) 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、地域のキャラバンメイトと連携し、認知症サポーター養成講座を実施する。企業や商店、住民の自主組織・団体などに働きかけ、認知症を理解し、認知症の人やその家族を地域で支える体制を強化していく。
- (2) 認知症の方の介護をしている家族の方が、日頃の思いを話したり情報交換をしたりする介護者の会等をサポートする。

- (3) 地域の方や関係機関からの情報をもとに、認知症の疑いのある人を早期に把握するとともに、早期に医療・介護サービス等につなげるなど自立生活のサポートを行う。また、容態に応じて認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チーム等と連携し、適切な医療・介護サービスに結びつける等の支援を進める。
 - (4) 認知症などにより判断能力が不十分な方の支援として、権利擁護の観点から成年後見制度の利用を勧めるとともに、当該制度の利用が開始された後も必要に応じ支援を行う。
- 10 その他地域の実情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針
- (1) センターの運営に当たっては、日常生活圏域のニーズや課題を踏まえ業務を行うとともに、それぞれのセンターの強みや特徴を活かした運営を行う。
 - (2) 他のセンターと職種ごとに定期的に連絡会などを開催し、それぞれの専門職の活動内容を共有し、自らの活動に活かすとともに、お互いにアドバイス等を行う。